

令和7年度第1回滋賀県警察「育休代替任期付職員等・ 臨時的任用職員等」採用候補者登録試験

－ 受験案内 －

滋 賀 県 警 察 本 部

- ◇ 第1次試験
令和7年6月8日(日)
- ◇ 試験会場
滋賀県警察本部
- ◇ 受付期間
令和7年3月10日(月)9時～5月12日(月)17時まで
インターネット(電子申請)のみ

【試験に関するお問い合わせ及び受験申込先】

滋賀県警察本部警務課採用係
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号
電話 077-522-1231(代表)
滋賀県警察ホームページ「採用案内」



URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/osirase/saiyou/104771.html>

1 「育休代替任期付職員等」「臨時的任用職員等」について

(1) 「育休代替任期付職員等」とは、育休代替任期付職員、配偶者同行休業代替任期付職員及び産休代替任期付職員をいい、滋賀県警察職員(警察事務に限る。以下同じ。)が育児休業、配偶者同行休業をする場合又は産前産後休暇を取得する場合に、その代替として、当該職員の育児休業期間、配偶者同行休業期間又は産前産後休暇期間の範囲内で任用する職員のことです。

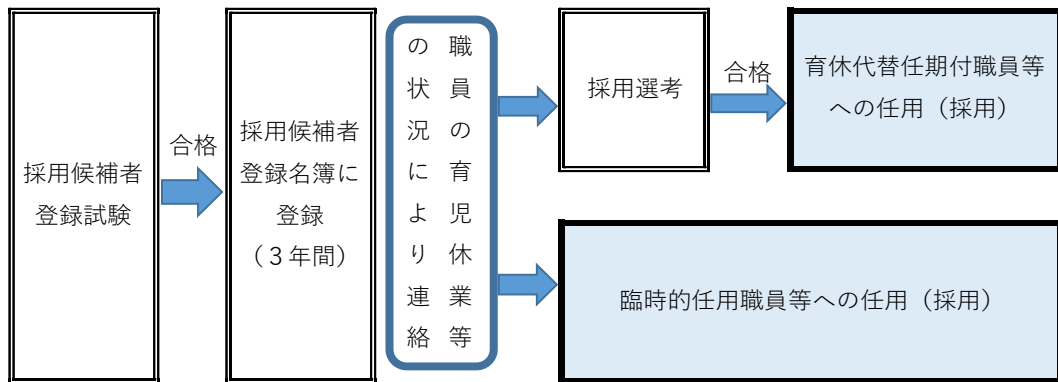
「臨時的任用職員等」とは、臨時的任用職員及び育児休業代替臨時職員をいい、職員が産前産後休暇等を取得する場合等に、その代替として、臨時的任用職員については6月以内、育児休業代替臨時職員については1年を超えない範囲内の任期で、臨時的に任用する職員のことです。

(2) 育休代替任期付職員等及び臨時的任用職員等については、任期を定めた任用であること、育児休業、育児短時間勤務及び配偶者同行休業をすることができないこと以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

(3) 採用候補者登録試験に合格した方を育休代替任期付職員等・臨時的任用職員等採用候補者登録名簿(以下、「採用候補者登録名簿」という。)に登録し、職員が育児休業、配偶者同行休業をする場合又は産前産後休暇を取得する場合に、その都度、育休代替任期付職員等又は臨時的任用職員等として採用します。

そのため、採用候補者登録名簿に登録されても、職員の状況により、採用までに一定期間が経過する場合や採用されない場合もあります。

【採用までの流れ】



2 試験区分及び登録予定人員

警察事務 10人程度

3 受験資格

(1) 年齢

平成19年4月1日以前に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 現に採用候補者登録名簿に登録されている者のうち、当該登録の有効期間の満了する日が、令和7年4月1日以降の者

4 採用候補者登録試験

(1) 第1次試験（教養試験）

令和7年6月8日（日）

内 容	時 間	場 所
受 付	8：30～ 9：00	滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部
教養試験	9：15～11：15	
適性検査	11：30～12：15	

(2) 第2次試験（口述試験）

令和7年7月上旬 滋賀県警察本部

※ 第2次試験に実施する口述試験は、第1次試験の合格者のみが受験できます。

※ 第2次試験の集合時間等の詳細は、第1次試験の合格発表日に滋賀県警察のホームページに掲載します。

(3) 方法

ア 教養試験

高校卒業程度で、択一式により、警察職員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ 適性検査

警察職員として必要な適性について検査を行います。

第1次試験合格者のみ判定を行い、検査結果は4の(2)で実施される口述試験の参考とします。

ウ 口述試験

人物についての個別面接による試験を行います。

(4) 結果発表

ア 第1次試験

令和7年6月中旬に、滋賀県警察のホームページにおいて合格者の受験番号を発表します。

イ 第2次試験

令和7年7月下旬に、滋賀県警察のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、第2次試験の合格者に文書で通知します。

5 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

インターネットにより申し込んでください。滋賀県警察ホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

(2) 受付期間

令和7年3月10日(月)9時から同年5月12日(月)17時まで受け付けます。ただし、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

6 受験申込時の注意事項

(1) インターネットによる申込みの手順

ア インターネットに接続できる端末(スマートフォンからも申込みが可能。)から、滋賀県警察ホームページの「しがネット受付」に接続してください。

※ 表紙のURLまたは二次元コードからアクセスできます。

イ 申込画面上の注意事項に従って必要項目を入力し、最後に「この内容で申請する」をクリックすれば、登録したメールアドレスに「申請受け付けのお知らせメール」が届きます。

※ 申請内容に補正等を要する場合には、警務課採用係からメール等で連絡があります。

ウ 5月16日(金)までに「交付物発行のお知らせメール」が届きますので、添付のURLをクリックして、「交付物」メニューから、**受験票(PDFファイル)をダウンロードして、印刷(A4サイズ)**してください。

※ 期日までに「交付物発行のお知らせメール」が届かない場合は、警務課採用係まで問い合わせてください。**問い合わせのない場合は、受験できないことがあります。**

また、プリンターがない場合は、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機を利用してください。

エ 受験票の記載事項に間違いがないか確認し、受験票に署名、写真貼付のうえ、試験当日に持参してください。

※ 受験票は、警務課採用係から受験者宛に直接送付することはありません。申込内容をよく確認し、必ず各自で印刷して試験当日に持参してください。

(2) 受験申込受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

(3) 受験申込の正式な受理は、警務課採用係で内容を審査したうえで行います。

(4) 受験申込の入力内容に虚偽又は不正があった場合は、合格を取り消すことがあります。

7 登録後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者を採用候補者登録名簿に登録し、合格者にその旨を通知します。また、滋賀県警察職員の育児休業、配偶者同行休業又は産前産後休暇の取得状況により希望勤務地等を考慮のうえ選抜された方は、滋賀県人事委員会が実施する選考に合格後、採用されます。ただし、臨時的任用職員等に採用する場合は、採用選考を実施せず、選抜により採用します。

- (2) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、原則として、令和7年9月1日から令和10年8月31日です。
- (3) 当初の任期終了後も、令和10年8月31日までの間は、再度採用される場合があります。

8 勤務条件

(1) 任期

ア 育休代替任期付職員等

育児休業、配偶者同行休業をする職員の育児休業等期間又は産前産後休暇期間を任用の期間の限度として、任期を定めて採用します（おおむね10月以上3年未満）。

イ 臨時的任用職員等

産前産後休暇等を取得する職員の休暇等の期間を限度として、臨時的任用職員については6月以内、育児休業代替職員については1年を超えない範囲内の任期を定めて採用します。なお、臨時的任用職員については、通算して1年を超えない範囲で任期を更新する場合があります。

(2) 勤務先及び職務内容

滋賀県警察本部又は県内警察署等で警察事務に従事します。

(3) 給与等

給与は、月額約209,000円（高校卒、地域手当を含む。）で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和7年1月1日現在のものです。

(4) 勤務時間及び休暇

ア 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて年間最大20日間の年次休暇、傷病、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(5) 服務

任期期間中は、営利企業への従事等の制限など地方公務員法（昭和25年法律第261号）の服務に関する規定が適用されます。

9 その他

(1) 育休代替任期付職員等及び臨時的任用職員等への採用は、滋賀県警察職員（任期の定めのない）への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

(2) 原則として任用期間中に人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合等は、人事異動する場合があります。

(3) 試験場所である警察本部に自家用車を駐車することはできませんので、交通機関（電車、バス等）をご利用願います。

※ JR琵琶湖線「大津駅」下車 徒歩約10分、京阪電車石山坂本線「島ノ関駅」下車 徒歩約3分

※ **試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。**